

10月から拡充され、シンプルになる「児童手当」

今年10月から「児童手当」が改正され、支給対象が高校生にまで広がるなど、大きく拡充されます。

●改正の注目ポイントは4つ

児童手当は子どもを養育している人を支援する制度で、1972年1月に創設されました。これまでも度々、改正が重ねられてきましたが、今回の改正のポイントは、次の4つです。

① 支給対象が高校生までに

現行制度では中学生（15歳の年度末）までですが、高校生年代（18歳の年度末）まで延長されます。高校に通っていない子どもも対象です。

② 第3子以降の支給額がアップ

第3子以降の子どもは0歳から18歳まで、もれなく3万円が支給されます。現行では、第3子以降の3歳から小学生までが対象で、支給額も1万5000円。少子化対策の一環として、多子世帯への支援を強化するものと言えます。

多子世帯の第1子が高校を卒業したのちも、第3子以降が3万円を受け取れるよう、22歳の年度末までの子どもを子の数としてカウントできることとなりました。現行制度では、

18歳の年度末の子までです。

③ 所得制限の撤廃

現在は、養育者の所得金額と扶養親族の人数で所得制限限度額・所得上限限度額があり、受け取れないケースや5000円の特例給付のみとなる、やや複雑な制度ですが、今回の改正でその所得制限が完全に撤廃され、シンプルな内容になりました。

④ 年6回の支給に

年3回となっている支給月が、2月、4月、6月、8月、10月、12月と、隔月の年6回に増えます。前月分までがまとめて支給されるため、改正後に初めて給付されるのは12月になります。

●児童手当の申請手続き

児童手当の申請は、誕生日や他の市区町村から転入した日の翌日以降15日以内に、自治体窓口で「認定請求書」を提出して行います（公務員は勤務先から児童手当が支給されるので、勤務先に申請）。申請日の翌月分からの支給となりますが、子どもの誕生日や転入した日が月末に近い場合、15日以内に申請すれば、月を超えての申請でも申請月分から支給

されることとなっています。

通常、支給要件を満たしているかを確認する「現況届」は不要ですが、離婚協議中で配偶者と別居しているなど、状況によって必要となる場合があります。

●税金・社会保険料への影響に注目

支給額がアップする一方で、16~18歳の扶養控除が見直され、所得税は38万円から2026年以降25万円に、住民税は33万円から2027年以降12万円に縮小される見通しです。これにより税負担はアップし、所得が高い家庭ほど支給額拡充の恩恵は薄くなります。

また2026年度には、児童手当など少子化対策の財源確保を目的に、「子ども・子育て支援金」の創設が予定されています。対象となる子どもがいない家庭も、国民1人当たり平均月500円弱が公的医療保険料に上乗せ徴収されるもようです。

世代により、また子どもの有無により、それぞれの損得勘定が働きがちな施策ではありますが、次世代が育たないと様々な担い手不足が起こり、私たちの暮らしにも影を落とします。「国民全体での子育て」という視点を持つ必要がありそうです。

(クルー 浅田里花)

【児童手当の対象と支給額（2024年12月支給分～）】

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	1万5000円	3万円
3歳～高校生年代	1万円	
第1子が22歳の年度末まで	子の数としてカウント可	

【(参考) 現行の児童手当の対象と支給額】

	所得制限限度額未満	所得制限限度額以上～ 所得上限限度額未満	所得上限限度額以上
3歳未満	1万5000円	5000円 (特例給付)	支給対象外
3歳～小学生	1万円 第3子以降は1万5000円		
中学生	1万円		
18歳の年度末まで	子の数としてカウント可		